

「第9回予防業務優良事例表彰」の優秀賞を岡崎市消防本部が受賞しました。

令和7年5月30日(金曜日)に広島国際会議場(広島県中区)で開催された「第9回予防業務優良事例表彰」(総務省消防庁主催)において、岡崎市消防本部が優秀賞を受賞しました。

1 予防業務優良事例表彰とは

消防庁長官が各消防本部の予防業務の取組のうち、他団体の模範となる優れたものについて、当該取組を実施する消防本部を表彰するものです。広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し、消防本部の業務改善に資することを目的としています。

2 受賞した取組

消防同意等の電子化推進に向けて

消防同意におけるオンライン利用率を引き上げ、行政サービスを向上させることを目的として、県内の指定確認検査機関と消防本部(局)に直接出向し、課題の聞き取りと対策に取り組み、その結果、消防同意のオンライン利用率が向上したものです。

<お問い合わせ先>

担当部署: 消防本部予防課

報道責任者: 課長 杉浦 貴子 TEL:0564-21-9850

担当者: 主任主査 川澄 浩規 TEL:0564-21-9860

優秀賞

消防同意等の電子化推進に向けて



愛知県 岡崎市消防本部

事例類型 III 効率化 VII デジタル化

取組期間 令和3年4月から

背景

行政手続におけるオンライン利用率を引き上げる取組が求められており、建築確認申請のオンライン利用率について、令和7年度末までに50%とする等の目標が定められている。また、附帯する手続として、消防同意等におけるオンライン利用率についてもこれに準じて引き上げることが望ましいとされている。

岡崎市消防本部（以下「当本部」という。）においては、令和3年度から消防同意等の電子化を行っており、AI-OCRやRPAを用いて業務改善を実施した取組により、第6回予防業務優良事例表彰で優秀賞を受賞した。

一方、実際のオンライン利用率は伸び悩んでおり、消防同意におけるオンライン利用率を引き上げ、行政サービスを向上させることを目的として、県内の指定確認検査機関と消防本部（局）に直接出向し、課題の聞き取りと対策に取り組んだ。

内容

1 指定確認検査機関への現況調査と対応

(1) 調査結果と課題

- ア 電子化に対し、積極的な指定確認検査機関と、社内の事務処理が省力化できる場合は電子化を進める指定確認検査機関に二分される。
- イ 申請者から指定確認検査機関へのオンライン利用率は、30%台から90%台まで差がある。90%台の指定確認検査機関においても、消防機関に対しては全て紙で送付している。
- ウ 消防同意等の送付先によって使用するシステム、フォーム、様式が統一されておらず、紙での送付と比べて指定確認検査機関の事務処理の煩雑化を招いている。

(2) 当本部の対応

- ア 県内消防本部（局）に対し、システム、フォーム、様式の統一化へ向けた広報
- イ 消防通知の送付頻度及び様式の変更

2 県内の他消防本部（局）への現況調査と対応

(1) 調査結果と課題

- ア 電子化の必要性を感じているものの、どこから手を付ければいいのかわからない。
- イ 電子申請システムのフォームを作成する余裕がない。
- ウ 指令システムの改修等と併せて資機材を整えてから始めようと考えている。
- エ 組合消防によっては、LGWAN回線が引かれていない。
- オ 組合消防によっては、負担金の関係で既存の電子申請システムが利用できない。

(2) 当本部の対応

- ア 取組対象の提案
消防同意等の内訳は管内の防火地域や用途地域の影響を受けることに着目し、消防同意等における消防通知の割合（x）と、消防同意における政令対象物以外（住宅、長屋等）の割合（y）を基に区分けすることで、目標達成のために、まず取り組むべき対象を明らかにした。（図1、表1）

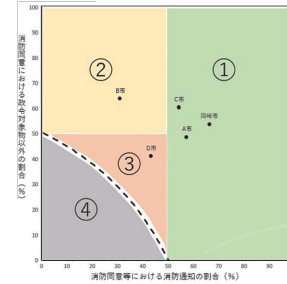


図1 消防同意等における消防通知の割合と消防同意における政令対象物以外の割合

図1において各本部の割合に基づきプロットした点が、 $y = 100(50 - x)$ で描かれる線よりも右上側にあれば、専用の審査ソフトがなくても消防同意等の電子化が開始できる！

表1 区分別取組対象早見表

	消防通知	消防同意	
		政令対象物以外	全ての政令対象物
①	○	—	—
②	△	○	—
③	○	○	○
④	○	○	—

※ 専用の審査ソフトが不要な範囲

例 A市は①に属しており、消防通知を電子化することで、オンライン利用率が50%に達する。

イ 導入支援

当本部における2年間の実績を基に、県内の指定確認検査機関の傾向と電子化した際の業務フローを共有した。また、電子申請受付システムのフォーム作成に当たり、フォームと様式を提供することで、消防本部の名称、通知メールの到達先を変更するだけで電子申請の受付を開始できるようにした。

成果

- 西三河地区、全ての消防本部で消防同意等の電子化を開始した。
- 未電子化消防本部に対して導入に関するコストの削減と、指定確認検査機関から求められている消防本部間の統一を両立した。
- 当本部における消防同意等の電子化率は令和5年度から目標値である50%を達成し、最も多い月では80%を超えた。（図2）

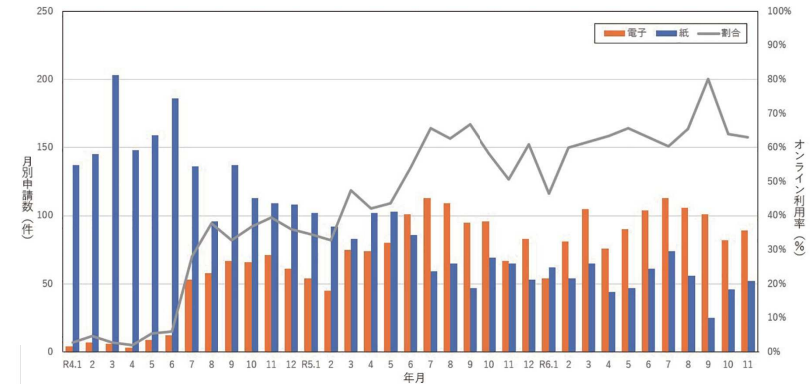


図2 月別申請数とオンライン利用率の推移

特記事項

消防同意等の電子化は、ディスプレイや専用の審査ソフトを導入しなくても開始することができる。管内の状況に応じてスモールスタートを切ることで、職員の負担も少なく、効率的に進めることができる。

一方で、どの指定確認検査機関側も消防に対して統一を強く求めていることから、各消防本部（局）が各々の方法で電子申請を受け付けても指定確認検査機関の利用にはつながらない。令和7年4月から運用開始となる国土交通省の確認申請受付システムではLGWANの有無に関わらず、また、消防機関の費用負担なく利用ができるため、少なくとも都道府県単位でシステムを統一すれば、指定確認検査機関における事務処理の省略化が図られ、消防同意等の電子化が進むことから、行政サービスの向上が期待できる。